

上山市から転出される方へ

1 新しい住所地に住み始めた日から14日以内に新住所地で転入の届出をしてください。

※14日以内に届出をしないと、50,000円以下の過料に処せられる場合があります。ご注意ください。

届出に必要なもの	● マイナンバーカード（所有されている方）
	● 転出証明書（転出時に交付された方）
	● 届出人の本人確認書類 ● 別世帯の方が手続きする場合は委任状

2 次の事項に該当する方は、下記の手続きが必要です。

	上山市での手続き	新住所地での手続き
マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方 《市民生活課 3番窓口》	国外転出の場合は、カードの返納手続きを行ってください。国外転出により返納した旨の記載を行います。	転入の際に必ずお持ちください。 カードの券面事項の変更、継続利用についても併せてお手続きください。 ※暗証番号が必要です。 ※継続利用の手続きは転入届出日から 90 日以内に行ってください。 ※転出予定日から 30 日以内または住み始めた日から 14 日以内に転入の手続きをしないとマイナンバーカードが失効しますのでご注意ください。
特別永住・中長期在留の外国人の方 《市民生活課 3番窓口》	特にありません。	「特別永住者証明書」または「在留カード」をお持ちのうえ「住居地届出」をしてください。代理の方が届出をする場合も必ずお持ちください。
国民健康保険に加入している方 《健康推進課 6番窓口》	転出（予定）日をもって資格がなくなります。資格確認書をお返しくください。 （ <u>進学のため転出される方</u> は申し出てください。）	国民健康保険加入世帯に転入する場合で、転入時にその世帯の世帯主が変更になるときは、世帯全員分の資格確認書をお持ちください。
身・子・親 医療証をお持ちの方 《健康推進課 6番窓口》	医療証をお返しくください。 県内に転出するときは県単証明の交付を受けてください。 県外に転出するときは必要に応じて所得課税証明書をお取りください。	県内の場合は、資格確認書・県単証明・身体障がい者手帳などをお持ちの上、手続きをしてください。 県外の場合は、新住所地にお問い合わせください。
後期高齢者被保険者証をお持ちの方 《健康推進課 6番窓口》	資格確認書をお返しくください。県外へ転出される方は負担区分等証明書の交付を受けてください。	印鑑・負担区分等証明書をお持ちのうえ手続きをしてください。
児童手当を受けている方 《福祉課 9番窓口》	転出（予定）日をもって消滅します。消滅届を提出してください。 転出先へ提出する連絡票を交付します。	受給者の身分証明書、マイナンバーカード（受給者・配偶者）、資格確認書、通帳をお持ちのうえ、転出予定日の翌日から 15 日以内に手続きをしてください。
介護保険の被保険者証をお持ちの方 《健康推進課 12番窓口》	被保険者証をお返しくください。 認定を受けている方は受給資格証明書の交付を受けてください。	認定を受けている方は継続認定申請が必要です。転入届出時に受給資格証明書を提示してください。

	上山市での手続き	新住所地での手続き
公立小・中学校の児童・生徒がいる方 《3階 学校教育課》	学校から在学証明書・教科書無償給与証明書をお取りください。	在学証明書・教科書無償給与証明書をお持ちのうえ、新住所地の窓口でお問い合わせください。
新年度小学校に入学されるお子様がいる方は《3階 学校教育課》に必ずご連絡ください。		
保育所・認定こども園に入所中の児童がいる方 《子ども子育て課 11番窓口》	転出日をもって退所となります。転出日以前に、入所施設に退所届を提出してください。	新住所地の保育所等入所担当課にお問い合わせください。
印鑑登録をしている方 《市民生活課 3番窓口》	転出（予定）日をもって廃止されます。転出（予定）日以後は印鑑登録証を返却、あるいは廃棄してください。	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
国民年金に加入している方 《市民生活課 4番窓口》	国外転出の場合は、資格喪失届または任意加入届を提出してください。	国外転入の場合は、マイナンバーカードまたは年金手帳をお持ちのうえ手続きをしてください。
犬の登録をしている方 《市民生活課 5番窓口》	特にありません。	上山市で交付された犬の鑑札をお持ちのうえ、新住所地で手続きをしてください。
上山市のナンバーのついたバイク・小型特殊自動車を所有している方 《税務課 7番窓口》	ナンバープレート・標識交付証明書をお持ちのうえ、廃車届または名義変更届を出してください。	廃車証明書をお持ちのうえ手続きしてください。
軽自動車及び上記以外のバイク等を所有している方《税務課 7番窓口》	住所変更等の手続きが必要になりますが、詳しくは《税務課 7番窓口》にお問い合わせください。	
市税を納付している方 《税務課 7番窓口》	市・県民税・・・ 1月1日現在で住民登録している市町村で課税されます。年度途中で転出しても、その年度は上山市で課税されます。 固定資産税・・・ 1月1日現在で上山市に土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。 国民健康保険税・・・ 転出の前の月まで課税され、転入先では転入した月から課税されます。税額の変更通知は転出先へ送付します。 軽自動車税・・・ 4月1日現在で登録している市町村で課税されます。（種別割） 年額課税のため年度の途中で廃車しても還付されません。	
税の証明書が必要な方 《市民生活課 2番窓口》 《税務課 7番窓口》	納税証明書や課税証明書等の税証明書は、課税した市町村で証明するため、1月1日現在（軽自動車税は4月1日現在）の住所地で申請してください。 例）令和7年度の所得課税証明は、令和7年1月1日に住民登録している市町村で発行	
上下水道、農業集落排水を利用している方《1階 上下水道課》	印鑑をお持ちのうえ、中止届または名義変更届を提出してください。	新住所地の上下水道課へお問合せください。

『注意事項』

- ◆ 転出証明書に記載された転出（予定）日や新住所が変更になっても、そのまま新住所の市区町村役場に転出証明書を提出し、変更事項を申し出てください。
- ◆ 国外へ転出された方が帰国して転入の届出をする場合は、①パスポート ②戸籍謄本と戸籍の附票（転入地が本籍地と異なる人）③マイナンバーカード（所有されている方）をお持ちのうえ届出をしてください。
- ◆ 何らかの都合で転出しなくなった場合は、転出証明書をお持ちのうえ、転出取消の手続きをしてください。

《お問合せ先》

上山市役所 市民生活課 市民記録係

〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目1番10号

TEL：023-672-1111（代表）

FAX：023-673-2329（直通）

市ホームページ：https://www.citv.kaminovama.vamagata.jp/